清算金額内訳
従前の土地
町名地番　越谷市川柳町六丁目91－２
地　　目　公衆用道路
登記地積　162㎡、基準地積162.13㎡
換　　地
土地区画整理法第91条第4項の規定により換地を定めない。
清算金額
徴収額０円、交付額1,192,992円、
供託すべき額0円
（注意事項）
1　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
2　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
3　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。
（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
【連絡先】
〒163－1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売ＣＳチーム
ＴＥＬ03－3347－0932
ＦＡＸ03－3347－0485

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第17号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成27年10月30日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目８番12号
4　施行地区に含まれる地域の名称
東京都中央区晴海三丁目の一部
5　建築工事が完了した施設建築物
Ａ２・Ａ３棟
6　施設建築物の建築工事が完了した日
平成27年10月26日

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第18号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成27年10月30日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目８番12号
4　施行地区に含まれる地域の名称
東京都中央区晴海三丁目の一部
5　建築工事が完了した施設建築物
Ｂ棟
6　施設建築物の建築工事が完了した日
平成27年10月26日

以　上

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年10月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵①イ(ハ)ホ）Ｃ(B)を次のとおり改める。
(B)湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ）からニ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。
Ａ）平成27年11月13日まで

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまで	333.334	428.572	476.191	619.048	1,047.620
酒田インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048